

令和3年度 第2回新型インフルエンザ等対策本部概要

日時：令和3年5月10日(月) 午後4時

場所：本庁舎5階 庁議室

【議題】

- 1 新型コロナウイルスの市内感染状況及びまん延防止等重点措置の適用について
 - (1) 市内感染状況及びまん延防止等重点措置の概要について
 - (2) 公の施設について
 - (3) 職員の感染防止について
- 2 新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針の見直しについて
- 3 その他

【結果】

- 1
 - (1) 市内の感染状況及びまん延防止等重点措置における県の対応についての報告。
 - (2) 市公共施設について、本市がまん延防止等重点措置区域に指定されている期間においては、原則20時までの使用とし、20時以前の利用についても、利用者に対して使用の自粛を促すこととした。
 - (3) 感染予防対策として、各課かいにおける出勤者を1日平均30%低減することを目標に、在宅勤務制度、勤務時間等の柔軟化（勤務時間の割振り変更、週休日の割振り変更）、サテライトオフィス勤務を実施することとした。

また、職員に新型コロナウイルスワクチン接種の副反応による発熱等の症状で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、特別休暇（出勤困難休暇）を取得できることとした。
- 2 前項1(2)及び(3)を踏まえ、新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針を見直すこととした。
- 茅ヶ崎市立小・中学校の学校生活における地域の感染レベルの引き上げについての報告。
- 新型コロナウイルスワクチン接種の予約開始に向けての対応についての報告。